

公立大学法人横浜市立大学臨床質量分析共用プラットフォームの利用に関する規程

制 定 平成 31 年 1 月 1 日 規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学先端医科学研究センタープロテオーム解析センター（以下「プロテオーム解析センター」という。）が行う臨床質量分析共用プラットフォームの利用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) プロジェクト研究 利用者が利用料金を全額負担し、研究を主導する研究をいう。
- (2) 共同研究 利用者とプロテオーム解析センターの研究者が対等な立場で行う研究をいう。
- (3) 学内利用者 本学に所属する利用者をいう。
- (4) 学外利用者 前号以外の利用者をいう。

(利用の対象者)

第 3 条 利用の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 利用料金の支払能力を有すること。
- (2) 産学官を問わず、法人格を有する研究機関に所属していること。
- (3) 利用目的は学術研究に関する分析のみとし、その他の目的の分析及び機器の貸与については、公立大学法人横浜市立大学との契約があるときのみとすること。
- (4) 本学が定める規程を遵守すること。

(利用の申請)

第 4 条 利用者は、プロジェクト研究又は共同研究のいずれかの利用形態を選択し、「臨床質量分析共用プラットフォームプロジェクト研究申請書」又は「臨床質量分析共用プラットフォーム共同研究申請書」により、プロテオーム解析センター内の臨床質量分析共用プラットフォーム事務局（以下「事務局」という。）に申請しなければならない。第 2 項 研究計画に関する資料があるときは、開示できる範囲でその複写を事務局に提出しなければならない。研究計画に関する資料の複写を提出したときは、前項に定めた申請書の提出を省略できる。

(利用の承認)

第 5 条 前条の申請の内容を臨床質量分析共用プラットフォーム運営委員会で協議し、利用することが適当であると認めたときは、これを承認する。

(利用料金)

第 6 条 利用しようとする者は、次に掲げる利用料金を支払うものとする。共同研究に関する利用料金の分担率は、利用者とプロテオーム解析センターで協議の上決定するものとする。

- (1) 第 2 条 3 号に該当する者にあたっては、一検体あたり税抜 50,000 円
- (2) 第 2 条 4 号に該当する者にあたっては、一検体あたり税抜 60,000 円

(徴収方法)

第7条 第2条3号に該当する者の利用料金の徴収については、事務局が発行する請求書に基づき請求を行い、学内で調整する。

第2条4に該当する者は、利用料金を本学が指定する期日までに指定の金融機関の口座へ振込により支払わなければならない。

第2項 前項の振込に要する振込手数料は、利用者の負担とする。

第3項 既納の利用料金は、原則として返還しない。

(研究成果の取扱)

第8条 利用による研究成果は利用者に帰属する。ただし、共同研究の研究成果は、その分担率による。

第2項 利用者は、印刷物又は電子媒体により公知となる研究成果物には、謝辞等に臨床質量分析共用プラットフォームを利用した旨を記載し、印刷物又は電子媒体の複製1部を事務局へ提出する。

(利用の取り消し)

第9条 プロテオーム解析センター長は、利用者が本規程に違反したとき又はプロテオーム解析センターの運営に重大な支障を生じさせたときは、利用の承認取り消し、利用の停止をさせることができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めのない問題が生じたときは、利用者とプロテオーム解析センターが誠意をもって速やかに協議の上解決するものとする。

附 則 (平成31年規程第1号)

この規程は、平成31年1月1日から施行する。